

第6回高齢社会対策大綱・検討会メモ

240605 大月敏雄（東大・工・建築）

■資料3について

●今後の全体のまとめ方

・今回の資料3は、今後のまとめに向けての整理と理解。全体としては網羅的に意見をまとめてくださっているが、項目立てが、これまでの省庁縦割りの仕事との羅列のようにも見えるので、高齢社会対応政策全般としての構えが、メッセージとして伝わるような工夫が重要。

●生活環境／居住支援等のところでは

・住宅政策に関連するところでいえば、これまでの**憲法 25 条の生存権を基盤とした住宅の確保**がこれまで実施されてきた。これは、住宅の側面からは**戸数・面積・設備**、そして人の側面からは**収入階層という数値に還元されうる政策論**として展開され、国民に必要な住戸数が満たされた 1970 年代全般以降は、面積の増大、耐震・対 CO2 といった課題に即した住宅の重装備化が、経済政策の一環としても推進されてきた。

・しかるに、すでに数量的な課題は戸建持ち家、賃貸共同、公共住宅のいずれにおい

でも**空き家問題**に象徴されるようにほぼ達成の域を超えている。逆に、今深刻な課題となっているのは、**憲法 13 条の幸福追求権を基盤とした、「その人なりの幸福が実感できる（これがすなわちウエルビーイングなのでは?）」居住環境の実現**である。住宅は存在するものの、**社会的偏見（ageism も含む）や縦割的硬直制度的に阻まれ、そこにアクセスできない、もしくはアクセスできたとしてもサポートがないとそこでは生き辛い（要介護要看護在宅高齢者など）**ことから、その人の幸福追求の基盤となる安定した居住状態が確保できない人々のために、先だって、**住宅セーフティネット法の改正**がなされたところである。

・この法改正で、**同法の所管が従来の国土交通省だけから、同省と厚生労働省の共同所管**となったことの意義は大きい。**憲法 25 条の生存権を基盤とした住宅政策を踏まえ、憲法 13 条の幸福追求権を基盤とした居住政策へ、政策の方向性が転換した**と心得るからである。このことは、2023 年末に閣議決定された**全世代型社会保障構築会議**がまとめた「**全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋**」の中でも「**住まい支援**」と明記されている**政策の方向性と軌を一にする**ものである。これらの一体的な政策会改革の目指すところは、「**住宅数**」と「**住宅確保要配慮者数**」のバランスという、数値に還元されるようなこれまでの住宅政策から**一歩踏み込んで、対象となる人々の居住ニーズのアセスメントから、住まい探し、入居支援、日常生活支援、死後事務までを見据えた「居住支援」**を志向している点である。これは、**ハードウェアとしての生存**

(憲法 25 条的) の基盤があるだけでは人間のウェルビーイングは達成できず、そこに
加えて、伴奏的支援の一環としての居住支援というソフトウェアが保証されていく

(憲法 13 条的) ことの必要性を表明したものであると、捉えることができる。これを
象徴するのが、今般の法改正で導入される「居住サポート付き住宅」である。居住サ
ポートという概念の具体化はこれからの課題であるが、単なる住宅政策を超えた、い
わば居住政策が目指されるようになったことを象徴している。

・そこで、伴走的支援の一環としての居住支援、はどうやって実現できるのかが課題
となるが、その第一歩となるのが、相談支援となる。この相談は、単に相談窓口で専
門家が座っているだけの旧来の仕組みではなく、生活上のちょっとした課題の解決の
糸口が、日常生活の延長上に仕込まれていることが重要である。なぜなら、高齢者は
往々にして、自分が果たしてどの相談窓口に行くべきかということも知らないことが
多いし、知ってもしかるべき窓口に自力でたどり着けるような状態でないことが多い
からであり、高齢社会の基本的課題はここに存在すると考える。この課題を解決する
場所が、昨今注目を集めている「居場所」であると捉えている。ここでいう居場所
は、自分自身の裁量で行くかどうか決められる場所であり、そこで他人に話しかける
かどうかを自分で決められるところであり、そこにある資源を使って自己実現の一部
が可能になるような、そんな資源提供源であるような場所である。この中で、自らの
生活上の疑問や生活課題を、自分なりの言葉で居合わせた人に語りかけ、それが、近

所の助け合いにつながったり、それを誰かが公的な相談窓口につないだりできる場所となり得る。このような伴奏的支援の第一歩となりうる相談支援が芽生える場所を、近隣で確保できていることが、これからの社会形成の基盤的要素となるだろう。

・上記のことは、高齢者を中心に述べたが、住宅セーフティネット法が対象とする住宅確保要配慮者全てに共通することでもある。